

鳥羽市バイスタンダーサポートカード事業実施要領

(目的)

- 1 救急現場において、救急車（救急隊）が到着するまでの間に応急手当を行っていただいた人に対し「バイスタンダーサポートカード」を配布し、勇気ある行動に感謝の意を表し、その応急手当の実施に伴う不安の解消を図ることにより、誰もが安心して応急手当ができる環境を整え、応急手当の普及啓発を推進することを目的とする。

(バイスタンダーの定義)

- 2 救急現場に居合わせた目撃者や同伴者のことをいい、一定頻度業務に携わる可能性のある施設等を除く。ただし、医療資格従事者であっても、勤務をしていないときは対象とする。

(応急手当の定義)

- 3 ここでいう応急手当とは、主に救命処置でもある呼吸や心臓が止まっている人に対して実施する心肺蘇生を指すものとするが、凄惨な災害現場等において、大出血時の止血や傷病者の管理、外傷の手当て及び搬送等を実施した人も含むものとする。

(配布対象者)

- 4 (1) バイスタンダーとして、応急手当を実施した人
(2) 救急隊等の協力要請により、救急活動に協力した人
(3) 救急現場において、救急隊長等が配布すべきと判断した人
ただし、救急現場の状況によっては、配布できない場合があることを容認するものとする。

5 (配布者)

カードの配布は出動隊の隊長が配布する。

(相談窓口)

- 6 応急手当実施後に、応急手当実施者が心身の不調等を訴えたときの相談窓口を消防本部消防総務室に置くものとする。

(その他)

7 (1) 搬送先病院、その後の予後についての個人情報については回答しないものとする。

(2) サポートカードは別記1によるものとする。

8 この要領は、平成29年9月1日から施行する。

別記1

【表面】

<p>バイスタンダーサポートカード</p> <p>救命処置 応急手当 を行ってくださった方へ</p> <p>あなたの勇気ある行動に感謝します。 ありがとうございました。</p> <p>鳥羽市消防本部</p>

【裏面】

<p>救命処置や応急手当を行ったことで 何か不安なことがありましたらご連絡ください。</p> <p>0599-25-2821 鳥羽市消防本部 消防総務室 (受付時間 平日 8:30~17:15)</p> <table border="1"><tr><td style="text-align: center;"><p>連絡の際は救急現場で応急手当を 行ったことをお伝えください。</p></td></tr></table>	<p>連絡の際は救急現場で応急手当を 行ったことをお伝えください。</p>
<p>連絡の際は救急現場で応急手当を 行ったことをお伝えください。</p>	